

(請求人) 様

名古屋市監査委員	松 井	よしのり
同	森	ともお
同	小 林	史 郎
同	小 川	令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 6年10月29日に提出された 6監監第53号の名古屋市職員措置請求について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求の内容は、次のとおりである。

請求A：児童福祉施設等への民間社会福祉施設運営費補給金（以下「民調費」という。）について、人件費積立金を有している施設があることを理由に廃止を求めるもの

請求B：特定の学区内の高齢者サロンに対する助成金について、助成対象外の部分の返還を求めるもの

請求C：特定の学区内の民生・児童委員に対する費用弁償について、委員の活動が見えないと主張して返還を求めるもの

請求D：特定の学区内の子ども会による集団資源回収について、その利益と使途が地域に報告されていないと主張して中止を求めるもの

請求E：特定の町内会の活動に対する苦情等を述べているもの

請求F：特定の地域における老人クラブに対する助成金について、クラブの活動が見えないと主張して返還を求めるもの

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求Aにおいては、請求人は、民調費の支出が違法又は不当であることの理由として、人件費積立金を有している施設があることを挙げているが、これが違法又は不当である根拠を示しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

請求Bにおいては、請求人は、高齢者サロンに対する助成金について助成対象外の部分があると主張しているが、助成対象外である部分を示しておらず、請求の対象とする財務会計行為等を個別具体的に特定しているとは言えない。また、助成対象外である理由を示しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

請求C及び請求Fにおいては、請求人は、民生・児童委員に対する費用弁償や老人クラブに対する助成金の支出が違法又は不当であることの理由として、支出先の活動が見えないと主張しているが、活動していないことについての客観的な事実や請求人が調査した方法など、主張を裏付ける根拠を示しておらず、私見を述べているにすぎないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

請求D及び請求Eにおいては、住民監査請求の対象が本市の違法又は不当な財務会計行為等に限られるところ、本市の財務会計行為等を請求の対象としていない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

（監査事務局監査管理課）